

# 全国民闘連ニュース

第48号

1990年

9月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F 8号 Tel 06-972-1608  
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997



## 民族差別と闘う 関東・関西交流集会開催される！

九月二四日、秋分の日  
の振替休日、埼玉県労働  
会館において「第八回民  
族差別と闘う関東交流集  
会」が開催された。

約一五〇名の参加の  
も、民族差別との闘いの  
第一歩であるスライド「  
民族差別との闘い：日立  
就職差別糾弾」の上映で  
集会は始まった。

続いて、愛知県立大学  
教授の田中宏先生より、  
「外国人教員採用の現在」  
という題目で、日本の教  
育における矛盾点や課題  
を、在日外国人の状況を  
ふまえ解説していただい  
た。

特に、国際化が叫ばれ  
る現在、JET(JAP

AN EXCHANGE  
AND TEACHIN  
G PROGRAM)と  
いう名で日本の外国語(米・英語を中心とする欧米系言語)授業のサポートに入っている国際交流員・外国語指導助手の話は、興味深いものであった。

彼らJETの者たちがかなり給料の面で優遇されていること、しかし内実から見ると昔のテープレコーダー代わりで任用されているという実態は、金余り日本の貧しい国際化を表しているように思える。

このような陰で、在日韓国・朝鮮人の子どもに

## 常勤講師にも国籍の壁

文部省よりもひどい埼玉県教委

△関東六文化交流会△△△△△

対する民族教育の保障や、文部省の介入で外国人教員の採用が進まないことを考えると、国際化というものが何であるか考える良い機会になった。

田中先生の講演の後、実際に日本の学校で教壇に立つ在日韓国・朝鮮人教師の方々からの「現場報告」に移り、去年東京の都立荒川工業高校に採用された高幹明氏、他に李富士子氏、文妹子氏の三人の方からの報告を受けた。

この時は、会場全体が穏やかなムードに包まれ、実際に日本の学校で働く在日教師の頑張りを皆が

温かく支えているのが感じられた。

高幹明氏の話などは、ユーモアにあふれ職場の苦労話や教員採用にチャレンジし続けたころの話

を会場の笑いも引き出しながら話してくれた。

午後からは、分科会に分かれ、関東各地で民族差別問題に携わるメンバーの実践交流に移った。

分科会は、「国籍条項撤廃の闘い」「反外登法・反入管法・反入居差別の闘い」「地域実践と教育」の三分科会に分かれ約二時間の活発な討議を行うことができた。

私は、第一分科会「国

籍条項撤廃の闘い」に出席したので、そこで取り上げられた埼玉における教員採用の国籍条項について報告したい。

埼玉においては、常勤講師においても国籍条項の壁があり、それに抗議した安谷子(アンヨンジ)さんや支援した人々

に対し、埼玉県教委は、「埼玉には『講師』という名称はなく『教諭』しかないのでは外国人の任用ができない」と訳のわからないことを言っている。

文部省よりもひどい自治体の教育行政に、怒りも通り越して呆れるような気持ちであった。

今年度、民族差別と闘う関東交流集会在埼玉で持たれたのは、この安谷子さんの問題のためである。

集会の最後は、全国民関連の李仁夏代表からの挨拶でしめくくられた。今集会をみると、準備不足のため不備のところも多かったが、二七団体が加盟の実行委員会をつくることができたのは成果である。

印象に残ったのは、当日来なかった安谷子さんのお姉さんが「妹は、現代っ子ですから、子ども

の頃なりたかった教師に、家の近くの埼玉でなりたいという普通の気持ちで取り組んでいる」という言葉である。当日民族団体の青年会の方へ行きたいから集会には来れないという彼女の姿勢とともに、これが三世の運動かなーと思ったりもしたのでした。

ともあれ、今年も関東でこのような集会をもてたことを嬉しく思い、民族差別反対の輪を広げていきたい。

神奈川民関連  
金宣吉



田中宏先生の記念講演

私らここで生きていくねん!

在日フリートーク六〇〇秒

△関西交流集△云々

去る九月九日、第一一回民族差別と闘う関西交流集会が尼崎で開かれまし  
た。「私らここで生きていくねん!在日フリートーク六〇〇秒」と題したこの集会では、十数名の人たちが次々に壇上に上がり思いを語りました。

初めての企画でどうなることかと思いましたが、次に紹介する兵庫民闘連の黄光男さんの「ああ在日」という歌のあとは、会場の雰囲気もなごんでいきました。

らない朝鮮語で怒られること、ああそれが在日月、カルビ、ロース、上ミノ、タン、ハラミ、ツラミ、センマイ、生ギモ、ビビンバ、トック、クッパ、ああそれが在日月、大阪市役所ハラたつやんけ、何で朝鮮人やつたら受験でけへんねん、ああそれが在日月

アヤオヨ朝鮮語を習い始めたけれど、いつまでたってもアヤオヨ、ああそれが在日月

六〇〇秒という限られた時間が、発言者の言葉の一つ一つの重みを一層増し、話を聞く側にも緊張感を与えました。

地域医療生協の活動の中での一世との出会いを語った尼崎の金浩二さん

全国初の県外教設立の意義を語った奈良の吉住先生、大阪市国籍条項撤廃への思いを歌で綴った文

君と大学生の仲間、「帰化」「混血」「新一世」の出現と民族のアイデンティティーについて語った民族教育促進協議会の

梁釐一さん、友人の本名問題を通して自分の関わりを考えた高槻の高校生の下平君、共に差別を受けているのになぜ在日が

分裂しているのかと訴えた守口の呉順汝さん、生々しい結婚差別の体験を語った三重の李在一さん

私学高校教員の立場から兵庫の柳茂治さん、オモニの立場から八尾の妻秋美さん、神戸の玄英華さん、青年の立場から芦屋

の崔一義さん、郵便局同胞の会の金峰健さん、自分にとつての「国籍」「民族」「日本社会」を語った入居差別裁判原告の

妻建一さんと民族名を取り戻す会の朴実さん、教員採用の壁と向きあおうとしている神戸大学教育学部の高智絵さん……

改めて差別の厳しさを痛感したり、いろんな仲間の存在を知ったり、それそれが様々な思いを持ちました。十一月二二、二五日には、同じ兵庫県(神戸)で民闘連の全国

交流集会が開催されます。今回の関西交流集会が、そこに向けて一人ひとりが自分のテーマを見つけ出す一つのきっかけとなることを願っています。

大阪民闘連

金 義 徹



国籍条項撤廃を訴える

文君と大学生

文公輝さん  
金泰和さん

の闘いを全国の仲間で支えよう！



署名活にご協力を  
お願いいたします。

大阪市立大学の文公輝です。私が大阪市職員になることを目指し、市に願書を提出、その受験を拒否された六月一日四日から、もう四ヶ月近くになります。これまで本当に多くの方々に支えられてやってきました。

今、この民関連ニュースの読者の皆さんに「大阪市公務員採用の国籍条項全廃を求める要請署名」(連絡先「公務員採用の国籍条項撤廃を求める大阪連絡会議」文君の大阪市受験を認めさせる会)への支援をお願いします。この署名は、「大阪市の国籍条項は行政による就

職差別であり、即時完全撤廃を求める」という内容で、宛先は大阪市長と大阪市人事委員会委員長の二人です。

これまで、「認めさせる会」は計四回、「連絡会議」は一回の人事委員会との交渉を持ちました。その中で、人事委員会は、国籍条項撤廃についての当事者能力を実質的に自ら否定しました。今後、市庁局の人事課などを含めた実のある、責任を持った交渉が実現してくるかと思えます。大阪市の姿勢に変化が見えてき

たのです。

しかし大阪市は、「国籍条項は在日韓国・朝鮮人に対する就職差別の問題である。」という、こ

との本質については一切認めていません。それどころか、「事務的研究の場の『研究会』で十分(在日の声を聞く必要はない)」と開き直っているのです。このままでは、大阪市は、ついに在日韓国・朝鮮人の立場に立つことなく、「部分撤廃」でお茶を濁しかねません。そこで今こそ、一人でも多くの方の「国籍条項は

就職差別だ！即時全廃しかない」という声を、署名を通じて大阪市へつけ、運動を盛り上げていきたいのです。

また、国籍条項を支える一つとなっているのが私の自宅に届いたり、大学で書かれた差別投書や落書きです。署名を通じてこれらを克服するため、大きな世論をつくることなしに「国籍条項全廃」はありません。

改めて、署名活動への支援をお願いします。

大阪市立大学  
学生 文公輝



## 入居差別への闘い

一九八九年四月、大阪で喪建一さんが大阪府、業者、家主の三者を相手に入居差別裁判を開始しました。一方東京でも、今年一月入居差別に反対する運動が始まりました。それぞれの行政交渉を中心に報告を掲載します。

### 入居差別撤廃の第一回対府交渉考

非 建 一

九月四日「喪さんと共に入居差別を考える会」

「国際居住年記念」大阪連絡会議、「民族差別と闘う大阪連絡協議会」、三者の要請書に対する大阪府(主に建築部)の回答がありました。予想された通り、基本見解として入居差別は人権侵害であるとしたものの、今後の指導方針では従来通りの啓発・指導をしますに終始しました。要するに、現状の行政姿勢の維持を

強調しました。

現状の施策として、業者への啓発パンフレット、数年ごとの通達、入居差別相談のあった場合は業者をひたすら説得することなどを述べました。三者が要請した実態調査や独自の専門相談窓口の設置は考えていないのとことです。

また、あろうことか、建築振興課主幹は「入居差別に宅地建物取引業法(以下宅建業法)はなじ

まない」と発言しました。

これは、現在係争中の入居差別裁判での大阪府の主張(国籍による入居拒否は宅建業法に抵触しない。よって指導監督権限は行使できない)を無理やり正当化するためのものです。また、かつての大阪府の施策とは矛盾するものです。

なぜならば、大阪府は一年前「外国人不可、住民票要」との不当表示広告をした業者を聴問に

### 東京都新宿区での入居差別との闘い

第八回関東交流集会の報告より  
入居差別を考える会(準)川原栄一

一九九〇年一月

極的な対応のみ。

新宿区在住の在日韓国

五月二二日

人Rさんが引越をしようとして、数多くの不動産店から「外国籍」を理由に、斡旋を断られる。

二月

の事態については、アンケートで把握している。

Rさんの提起を受け、新宿外登連としてこの問題に取り組むことを決定し、とりあえず行政交渉、新聞投書などを行うこととする。

四月二四日

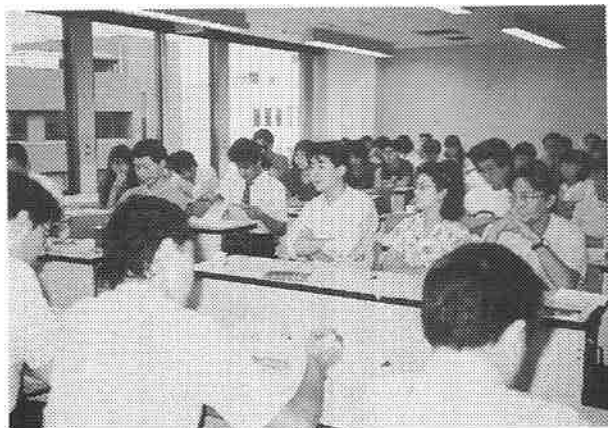
東京都に要請書を提出知事室、住宅局に要請。

活動で、大家を含め、啓発活動をしていきたい」という回答を得た。外登

新宿外登連、杉並・外国人登録法を考える会のメンバーを中心に一〇名参加。窓口が決まらず、消

法関係団体を中心に三〇名ほど参加。六月五日

東京都交渉。都側は、



大阪府との第一回交渉

かけ、宅建業法七一条を適用して「外国人に対する差別的な行為は不動産の公正な取引に反するから注意せよ」という強い行政指導にあたる勧告をしたからです。

そして、さらに当時の建築振興課長は、「こんどの勧告や指導だけで十

分と考えているわけではない。今後とも潜在化した差別の発掘につとめ、監視の目を光らせていく方針だ」と大阪府の行政姿勢を明確に表現しました。にもかかわらず大阪府は、これらのことを一〇数年間も反故にし、自らの失策を何ら反省するこ

ともなく、今なお、かつての施策そのものを否定する発言を行い、入居差別する家主、不動産屋同様堂々と居直っています。事ここに至っては、入居差別の元凶は大阪府であり、今現在まかり通っている在日韓国・朝鮮人の人権を侵害する入居差別実態の責任は、大阪府にあると断言します。

今後の交渉では、いろいろな理由(怠慢、人権意識の低下、何らかの圧力)によってかなり重度の「意識的逆行性健忘症」にかかっておられる大阪府に対して、一一年前の全てを思い出させ、再確認をとった後、入居差別撤廃に向けてさらに推し進めた見解、施策、方針を勝ち取るために共に闘いたいと思います。

生活文化局国際交流部企画渉外労務課の副主幹他一名。四月に都に提出した要望書の回答を求める形で交渉を行ったが、「都としてはこの問題に関する態度を熟成してはいない。実態を聞かせてほしい。」という消極的な姿勢に終始した。広報問題と各区への交渉取り次ぎを要求し、「前向きに検討する」という回答を得た。

七月七日

杉並区と交渉。区側は広聴課長ほか四名。要請書は事前に提出していたが、内部で調整がついていないため回答できないという事で、事態を訴えるという形になった。区側は当初これらの実態について「必ずしも差別といえないのではないか」という認識を示したが、

多くの実例を示す中で、ようやく差別であると認められた。次回は区側が、内部調整を行い具体的な取り組みについて提示し、議論することになった。

九月六日

第二回杉並区交渉。区側は前回のメンバーに加えて総務課長が出席。要請書の回答を受ける形で交渉を行った。「差別があつてはならない」という見解では一致したものの、ほとんど、具体性のない回答であつた。主に業者に対する指導を巡って議論が集中し、会の側の「同行するから指導を」という要求に対し、区側の「区民相談の窓口対応の中で努力したい」という回答を引き出した。今後は実態調査や業者指導の具体策を検討することになった

高槻むくげの会  
吉崎 篤志

□日本の加害責任を明確に  
□広島で学習会

震災での虐殺、軍人軍属  
などや強制連行の問題な

おいては日本人だけに恩赦がだされたことなどを

公園の外に置いてきたという差別性を明らかにし

犠牲者遺族会の話聞く  
予定。

李起雨

## 「八尾市在日外国人 教育基本 指針」 やっと策定される

「八尾市在日外国人教育基本指針」が六月議会に報告され、その後策定されました。すでに、教職員をはじめとする教育関係者には、そのパンフが配られています。

トッカピ子ども会の発足とはほぼ同時期に要求してきた指針(当時は「民族教育基本方針」)が、一〇年以上の歳月をかけてやっと実現されたのです。今から思い返せば、教育委員会の場合的に対応に深夜一時すぎまで頑張った交渉。寒さが厳しい二月の八尾市庁前座り込み抗議行動など。それはオモニやアボジたち



基本指針策定記念レセプション

の「この子どもたちのために必要やねん」という思いからきたものでした。そしてこの数年の間に、その子どもたちは青年となつて社会へ飛び出していきました。

指針は、△前文△△基本姿勢△△指針△△課題

△の四つで構成されています。うち課題は(1)教育行政について(2)学校教育について(3)教職員の研修及び研究体制について(4)社会教育についての四つで成り立っています。

「私はやっぱり自分が韓国人と友達にいえません。なんとなくいややから。」

これは小学校三年生の子どもが今年のオリニマダン(八尾市内に住む韓国・朝鮮人児童生徒のためサマースクール)の時に書いた文です。子どもたちの置かれている状況を見つめながら、指針を読み返すと、教育現場にとって本当に必要であることがわかります。私達は指針具体化の実現を求めた取り組みを進めなくてはなりません。

トッカピ子ども会  
指導員 李 清 美

## 一世の独居老人に 同胞ヘルパーの派遣を

今、高槻で行っている在日韓国・朝鮮人ホームヘルパー保障を求める報告をします。

市内に住む七〇才になる鄭さんから「同胞とのつながりがほしい。喘息で身体がしんどい。身の回りの世話をしてくれる人がほしい。」という相談が、今年の一月にありました。高槻むくげの会では、八四年に、同胞ヘルパーの要求をすでに行っており、市側は「必要があれば実施する」という姿勢も明らかにしています。早速、対象者が出たので実施するよう正式に文書で要求しました。

ところが、市側は、「新規採用のない中では無理。第三セクターや社会福祉法人の中で今後の課題として対応する」と民生部としての同胞ヘルパーの保障をしふっています。

鄭さんは、一九四三年に、八幡製鉄に強制連行された後、各地を転々として三〇年前から高槻市に住んでおられます。日本の植民地下で育ち、強制連行され、戦後も厳しい民族差別の中で辛酸をなめてこられた鄭さんにとって、同胞ヘルパーの要求とは、同じ歴史や悩みを共有し、心の奥までわかってくれる同胞の存在

を望んでいるということ  
です。苦勞に苦勞を重ね  
てきた鄭さんに対して、  
これからの生活をすこし  
でも幸せなものにするこ  
とは、日本人、とりわけ  
行政の責任であり、まさ  
に戦後補償の問題でもあ  
るのです。

現在、民生部は、日本  
人のヘルパーを派遣して  
いますが、鄭さんは、同  
胞のヘルパーを望んでお  
られます。数かにわたる  
交渉の中で、民生部もや  
つと必要性を感じはじめ

## 校長差別発言を 契機に尼崎市交 渉を再開

尼崎市教委交渉は、一  
九八四年八月二日(第  
一九回)の交渉以来、市  
教委側の一方的な交渉拒

ていますが、実現にはき  
びしい状況です。

高槻むくげの会として  
は、鄭さんの願いが一日  
でも早くかなえられるよ  
う、ほかの在日韓国・朝  
鮮人の高齢者施設(たと  
えば老人クラブ)などと  
あわせて、市への要求活  
動に力を入れていきたい  
と思います。

高槻むくげの会

吉崎 篤志

否で中断したままとなっ  
ていた。

兵庫民関連と教委総務  
課(窓口)、学校指導課

(当時)との交渉は教育  
長のあずかり知らぬとこ  
ろで行われていたので、  
これ以上対応できないも  
のであるという市教委側  
の言い訳であった。

市教委交渉再開の契機

となった校長発言は、一  
九九〇年二月二日市内  
小学校の職員会議の場  
で、在日韓国・朝鮮人へ  
の取組みを一五年間続け  
ているベテラン教員が、ク  
ラスに在籍する児童に対  
しての前向きな方向性を  
打ち出すために、問いた  
だした時に起こった。校  
長の「入学前に、特別な  
扱いをしない約束を取り  
交わしている」という「  
誓約書発言」に端を発す  
ることになった。

ただちに教員が在日韓  
国・朝鮮人児童の父母に  
問い合わせをし、事実確  
認を行い、全くのウソ

であることが判明した。

その父母が校長面談を行  
い事実確認すると、校長  
は否定し、その場では元  
同和教育室にいたことの  
ある教頭までもが、文部  
次官通達を校長に入れ知  
恵していたことがさらに  
判明した。父母が、なん  
ともひどい校長、教頭の  
在日韓国・朝鮮人への無  
理解に、その場で市教委  
への連絡先を聞き、申し  
入れを行う約束を行った。

尼崎市教委交渉は、一

九九〇年三月三〇日に第  
一回の申し入れが行われ、

中断していた兵庫民関連  
との市教委交渉の再開を  
告げ始まりました。この  
間、市教委の異動もあり、

勉強会を市教委からの要  
望で六月五日にもち、九

月一七日に第二回目の交  
渉が行われました。市教  
委として、今回の事件の

経過を記録化し、再交渉  
の出発点として位置付け  
させるとともに、一九八  
〇年以来「在日外国人」  
とした表現しか

できていない指導の方針  
の見直し、市教委主導の  
体系的な学校長、教頭研  
修を行うことを表明して  
いる。兵庫民関連として  
更に今後の交渉の中で、  
市教委の体質改善をうな  
がしていきたいと考えて  
いる。

兵庫民関連

孫 敏 男

## 全国民闘連ニュース購読のお願い

「全国民闘連ニュースは」第42号から月刊になりました。  
これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、  
財政問題も重要な要素としてあり、多くの方々のご協力を得  
て成り立っています。

全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事  
や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、  
いろんな角度からの意見交換を進めたりするた  
めに、機関誌は欠かせないものであると思いま  
す。さらに、私たちの取り組みを紹介し、仲間  
の輪を広げていくための橋渡しの役割も果たし  
ています。

取り組みの輪を広げていくために、また、そ  
れを継承・発展させていくために、是非ともご  
購読よろしくお願いいたします。



<購読料>年間3000円

\*送金方法 郵便振込「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大 阪民闘連 ☎06-972-1608

神 奈 川 民 闘 連 ☎044-288-2997

なお別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため  
会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュース  
の他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りします。  
是非地域運動を支えるためにご入会下さい。詳しくは、上記  
<お問い合わせ>先まで。

へす参加会索年代んベ代一動よりらですと三世の迫りで、編  
。一。加にすすの。きへの世にり三。補のテり、集  
一。を各る神のまかの代とも。償のーまし、後  
月。お地戸動にしも継から、。民マした。記  
は。願の戸「にし承らては、。闘は「。ケ  
神。し仲で「れと第二は、。連「。今  
戸。まの集模○せう世第運うか。年  
とま